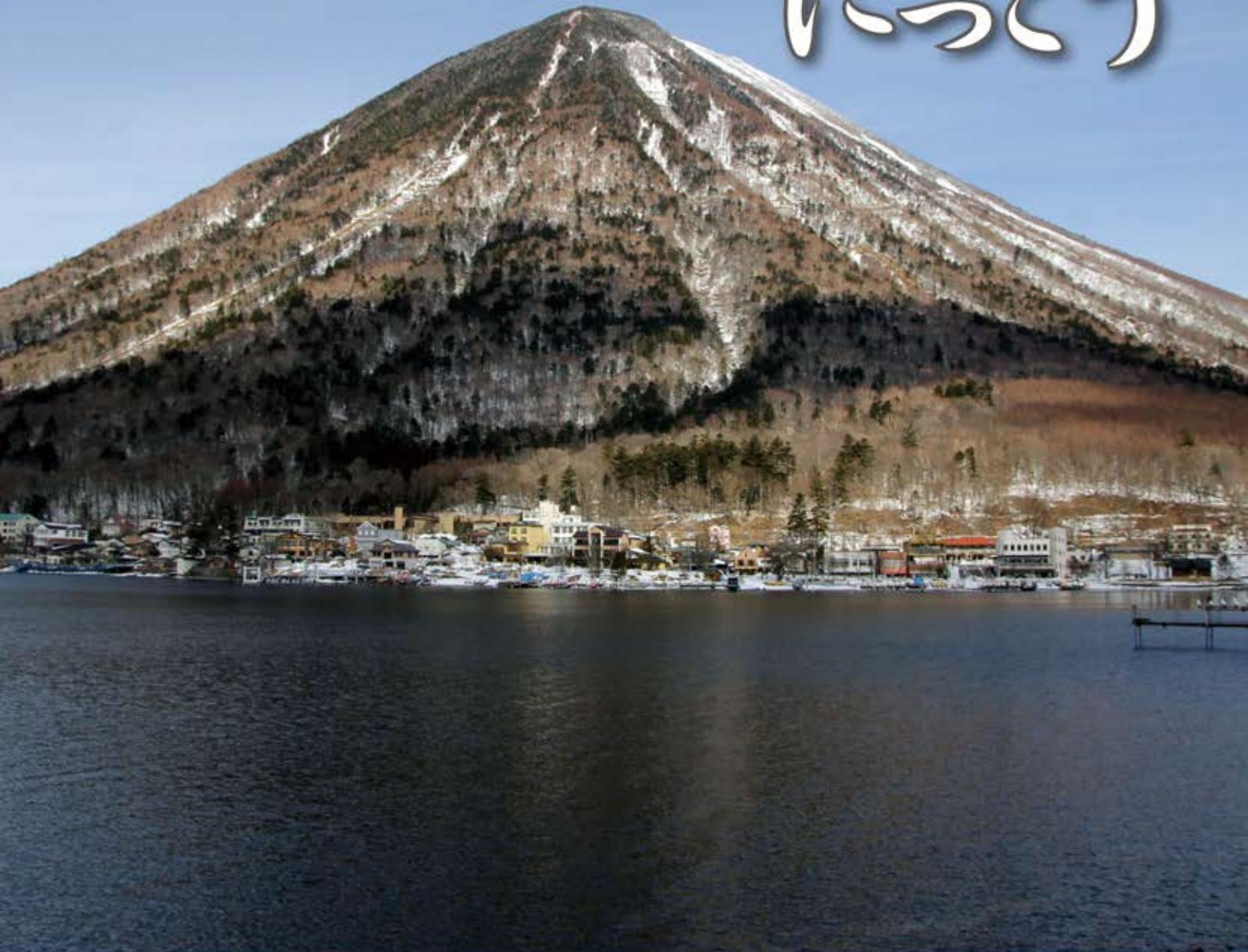


# かぬま KANUMA-NIKKO にっこう



中禅寺湖畔から望む男体山

## 目 次

2015（平成27年）冬号  
vo6.

6

1月1日／広報委員会  
通巻第51号



公益社団法人 鹿沼日光法人会

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

年頭挨拶	1・2
誌上講演	
「仕事を教えてもらうのは当たり前なのか？」	3
国税関係納税表彰式・第31回法人会全国大会栃木大会	
第2回理事会	4
研修会・説明会・支部だより	5
税金問答	6
法人会の皆様へ～社員(職員)の確定申告をサポート～	7
鹿沼税務署からのお知らせ	8
“第1回税金クイズ”を実施・新規会員紹介	9
雑談・雑学の庭	10

新年、あけましておめでとうございます



公益社団法人  
鹿沼日光法人会長

上原 昭夫



# 「疾風勁草」

順風の時は強い草も弱い草も区別がつかない。

しかし激しい風で苦境の時は強い草の真価が發揮される。

法人会も皆なで協力して頑張りましょう。

りましょ。



副会長 高橋 宏

何事も  
焦ることなく  
着実に



副会長 相良 芳隆

酒は楽しく  
飲みましょう



バランス良い身体、  
心、食事！

支部・  
ブロック事業の  
充実を図る

副会長 西岡 一明

副会長 野口 義和

あけましておめでとうございます

今年もよろしくお願ひいたします。

# 「大器晩成」



鹿沼税務署長

出野 宏明

立派な企業は、早く作り上げることができるないよう、本当の優良企業は、発達が遅いけれども時間をかけて、実力を養つていって、のちに大成することをいう。



副会長 大川 勝也

未年・穏やかな  
組織運営を  
目指す



青年部会長 山崎 優哉

分度・推譲



法人会と  
ともに努力!!

目標に向かって  
全力で邁進する



副会長 菅沼 清

女性部会長 小田部周子

# 仕事は教えてもらうのは当たり前ののか？

根っからの我儘というべきか組織の煩わしさを嫌つたからか、あっさりと会社を辞めフリーランスとなつて6年が経過した。原稿依頼を受け取材し記事を書くことは、基本的に苦とは思わない。だが、たまに付帯的な業務が求められて悪戦苦闘する。時には記事を引き立たせるような写真が必要だし、インタビュー記事ならば動きのある顔写真は必須。つまり自分でも写真を撮影することが頻繁にあるということだ。

いいカメラも欲しくなる。

清水の舞台から飛び降りる、気持ちで買った、高価で重たい一眼レフカメラを担いで取材に飛び回るが、思うような写真が撮れない。

取材先で顔見知りのカメラマンがいると「上手く撮るにはどうするの？」絞りは、ストロボの使い方は？」などと質問するが、誰に聞いても明確な答えなど返つてこない。なかには「オートで撮ればいい」と嫌そうに言われムツとしたこともある。

## 教えないことを教える複雑さ

あるIT系上場会社の社長にインタビューしたとき「仕事は経験と勘に頼るのではなくシステムチックにしていかなくてはならない。なかには「オートで撮ればいい」と嫌そうに教えないことを、教えなくてはいけないことを、教えなくてはいけなくなる。最初に理解させないとメンタル不調に陥る懸念があ

しかし、冷静に考えれば「どうすればいい記事が書けるの？」と聞かれて、まともな返事をするだろうか。長年の経験や勘、感性が入り混じる文章の書き方など、立ち話のような場で簡単に説明できるわけがない。

日本には伝統工芸の匠や製造現場で活躍する職人など、体に覚えさせてきた、経験に基づく技術をもつ人たちがいる。この人たちに「うまく作るにはどうすればいいのですか？」とは、とても聞けない。ほとんどの人は教わってきたのではなく、師匠・先輩の姿から学び、自身で工夫して作り上げてきた技なのだ。一言で表現などできないはず。

何でもOJT重視で仕事の中

で学べといふのも極端だが、基礎ができた後は教えてもらうよりも、先輩を真似し自分流のやり方を磨くことがベストだと思う。そういう社員が育つ企業は強く、そのように訓練させていくのは経営者の判断になる。

ただし、ゆとり教育で競争を知らない世代、教わることが当然と考える若手社員には、教えないと守らせる上司たち。どこか流れ作業を連想してしまう。

この考えを全面否定するつもりはない。人間は失敗で学び成長する生き物だと私は勝手に思い込んでいるので、マニュアルの実践を求められた中での失敗は、マニュアルを守らないからだということになる。世界を狭くしてしまう、可能性を封じ込めることになるような気がしてならない。もつとも人命を預かる輸送機関に関しては当てはまらない。

るからだ。難しい世の中になつたと実感する。

## ■筆者紹介

海部隆太郎

(かいべ・りょうたろう)



ジャーナリスト  
海部隆太郎

法政大学卒。  
日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題を取材する。



## 「税を考える週間」関係団体による 「国税関係納税表彰式」を開催!!

去る11月13日(木)、「税を考える週間」事業として、「国税関係納税表彰式」が開催された。これは、鹿沼税務署管内協力団体8団体による国税関係納税表彰式が、ニューサンピア栃木を会場に開催された。

当日は、鹿沼税務署長表彰及び各団体会長より、感謝状の授与が行われた。また、当日は、関東信越国税局長表彰を受賞した、上原会長について、受賞披露がなされた。

◎(公社)鹿沼日光法人会受賞者

【鹿沼税務署長表彰】

岸野 房子(公社鹿沼日光法人会理事)

【公社】鹿沼日光法人会長感謝状】

小田部周子(本会理事)

安田 博(鹿沼支部幹事)

齊藤 潔(本会理事)

岸野 房子(本会理事)

篤(鹿沼支部幹事)

八木澤哲男(青年部会副部会長)

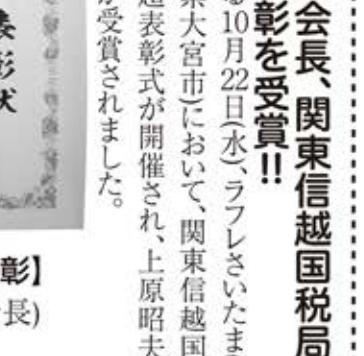


## 第31回 法人会全国大会栃木大会 盛大に開催!!

去る10月16日(木)、栃木県総合文化センターにおいて、第31回法人会全国大会栃木大会が開催され、全国より1000名の参加者が訪れました。

今回の栃木大会を「どちぎ観て味わい癒されて」のキヤッチフレーズのもと、県連はもとより、1年以上前より実行委員会を組織して、全国からの来県者に対し、最高のおもてなしによる大会運営に努めた結果、当日は、天候にも恵まれ、訪れた参加者には、大いに満足いただけました。

当日、当会が担当した物産展は、地元の特産品のPRと販売促進につなげることができました。役員をはじめ、会員の皆様、ご協力ありがとうございました。



受賞された皆様方、大変、おめでとうございました。

## 上原会長、関東信越国税局長表彰を受賞!!

去る10月22日(水)、ラフレさいたま埼玉県大宮市において、関東信越国税局超表彰式が開催され、上原昭夫会長が受賞されました。



### 【関東信越国税局超表彰】

上原 昭夫(本会会長)

## 平成26年度 第2回理事会を開催!!

去る12月10日(水)、午後2時30分より、ニューサンピア栃木において、第2回理事会が開催された。

上原会長の挨拶の後、議事となり、上程された議案はすべて可決承認された。

【第1号議案】

平成26年度上期事業報告の件

平成26年4月1日から9月30日までの上期収支について報告を行い、

全会一致承認を得た。

【第2号議案】

平成26年度上期収支報告の件

平成26年4月1日から9月30日までの上期収支について報告を行い、

全会一致承認を得た。

【第3号議案】

入会・退会事業所報告の件

平成25年10月1日から平成26年9月30日までの入会事業所48件、退会事業所83件について報告を行い、全会一致承認を得た。

【報告事項】

- (1) 公開講演会「須田慎一郎講演会」とうなる日本
- の明日を読む」(平成27年2月21日実施)について



# 研修会

## 女性部会 税務研修会

女性部会による「税務研修会」が、去る12月4日(木)午前11時より、日光江戸村会議室で開催された。当日は、会員31名が参加、出野鹿沼税務署長をお迎えして講話をいたしました。



### 経営者セミナー「法人の資金繰り改革」

去る12月16日(火)鹿沼商工会議所において、株エフアンドエムより、加藤中小企業コンサルティング事業本部長をお招きして、事業所の助成金の活用、労務・財務に関する経営改革について、セミナーを行いました。



### 新設法人説明会

去る9月24日(水)、鹿沼市民情報センターにおいて、新設法人説明会を行いました。新設法人の税務処理手続きについての不明な点を解消していくなど、鹿沼税務署担当官より説明をいただきました。



栗野商工会・軽トラ市に協賛  
実施日:10月5日(日)

### 栗野ブロック



女性部による花の苗配布(花いっぱい運動)  
実施日:10月12日(日)  
場所:鹿沼ぶっつけ秋祭り会場

### 鹿沼支部

# 支部だより

## 今市ブロック



クリーンキャンペーン実施  
実施日:11月26日(水)  
場所:渡良瀬渓谷鉄道通洞駅前  
~駅前周辺商店街

### 足尾ブロック



女性部によるプランターの設置  
実施日:11月27日(木)  
場所:東武鉄道鬼怒川温泉駅  
・鬼怒川公園駅構内



女性部によるクリーン活動  
実施日:11月11日(火)  
場所:今市インター付近

# 税金問題答

**答** 債却限度額を計算する場合の「月数」とは、カレンダーの枚数を意味するものではなく、暦に従つて計算するものである。すなわち、貴社の事業年度が10月1日から9月30日までの場合において、減価償却資産を7月31日に使用開始した時は、事業のようによ供した月数は2ヶ月となる。

結論

## 月末に使用開始した 減価償却資産の月数計算

### 解説

(1) 事業年度の中途においてその事業の用に供した場合の償却限度額の算定については、法人が旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法を採用している減価償却資産をその事業年度の中途中で事業の用に供した場合には、その償却限度額は、次の算式によって計算した金額とされている(法令59①)。

$$\frac{\text{事業の用に供した日からその事業年度終了の日までの期間の月数}}{\text{その事業年度の月数}} \times \text{その事業年度の全期間について使用したとした場合の償却限度額}$$

$$\frac{\text{事業の用に供した日からその事業年度終了の日までの期間の月数}}{\text{その事業年度の月数}} = \text{償却限度額}$$

又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前に満了する。ただし、最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日に満了する」と規定している。この規定は、直接に月数計算について規定したものではないが、月数計算の仕方についての規定がないので、この規定に準じて計算することになると解されている。

そこで、上記の規定に準じて月数を計算することとすれば、「月数」と

は、その期間に含まれる「計算期間開始日に応当する日の前日(応当する日がない場合には、末日)の数+端数」ということになる。

ここで、月数は暦に従つて計算し、1ヶ月未満の端数が生じたときは、これを1ヶ月とする」とことされている(同②)。

(2) 月数計算の考え方は、次のとおりである。

ここでは、「暦に従つて計算する」という意味である。期間計算については、民法第143条及び国税通則法第10条第1項は、「期間を定める」に月又は年をもつてしたいときは、暦に従う」とし、この場合において、「月

7月31日に使用開始したのですから、3ヶ月が正しいと考えますが、いかがでしょう。



担当者から2ヶ月として計算すべきであると指摘されました。

7月31日に使用開始したのですから、3ヶ月が正しいと考えますが、いかがでしょう。

# 法人会会員の皆様へ

## ～社員(職員)の確定申告をサポート!～

国税庁では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの情報を国税庁ホームページ([www.nat.go.jp](http://www.nat.go.jp))に「確定申告特集ページ」として提供しています。

詳しくは、次の要領により配布用データをダウンロードしていただき、社内LAN等により社員(職員)の皆様にお知らせいただければ幸いです。

データのダウンロード方法はこちら↓

The diagram illustrates the steps to download the '確定申告特集' (Tax Declaration Special Edition) for the fiscal year 2015 (平成25年分). It shows two screenshots of the National Tax Agency website.

**Step 1:** On the homepage, click on the '確定申告特集' link under the '確定申告等作成' (Tax Declaration Document Creation) section.

**Step 2:** In the '確定申告等作成' (Tax Declaration Document Creation) section of the sidebar, click on the '確定申告特集' link.

**Step 3:** On the '確定申告特集' page, click on the '確定申告等作成' (Tax Declaration Document Creation) link.

**Step 4:** On the '源泉徴収義務者の方へ' (For Tax Withholding Obligors) page, click on the '確定申告特集ページご案内の情報データ' (Information Data for the Special Edition Page) link.

**Information Data for the Special Edition Page:**

- PDF形式 (リンク設定有) [PDF/211KB]
- PDF形式 (リンク設定無) [PDF/211KB]
- ワード形式 (リンク設定有) [DOC/0.98MB]
- ワード形式 (リンク設定無) [DOC/999KB]
- テキストオール形式 (リンク設定有) [EML/19.8KB]
- テキスト形式 (リンク設定無) [TXT/3KB]
- HTMLメール形式 (リンク設定有) [EML/422KB]

**Note:** 平成26年分の「確定申告特集」については、平成27年1月5日以降に更新されます。



データの種類は7種類です。  
いずれかをお選びいただき、  
ダウンロードしてください。

## 鹿沼税務署からのお知らせ

### 相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます!!

平成25年度税制改正により基礎控除の引下げを含めた相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は次のとおりです。

#### 基礎控除の引下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下され、相続税の課税対象となる方の範囲（相続税の課税ベース）が拡大されます。

#### 【改正前】

5,000万円+1,000万円×法定相続人数



#### 【改正後】

3,000万円+600万円×法定相続人数

〈例〉法定相続人が配偶者と子2人の場合

$$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 3\text{人} = 8,000\text{万円} \Rightarrow 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$$

#### 税率構造の見直し

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

#### 小規模宅地等の特例の見直し

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

#### 税額控除の見直し

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

#### 事業承継税制の見直し (非上場株式等の納税猶予)

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

平成26年分の所得税の確定申告の期間は、2月16日(月)～3月16日(月)までです。

合であつても、住民税の申告が必要な場合があります。

確定申告期間中、申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁ホームページ「確定申告書作成コナー」から画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び消費税の確定申告や贈与税の申告書が自宅で作成することができます。

○開設期間  
2月13日(金)～3月16日(月)  
(土・日は除きます)

○受付時間  
午前9時～午後4時まで

○会場所在地  
鹿沼商工会議所  
「アザレアホール」

作成した申告書を印刷し、郵送により提出すれば、おいでいただく必要はありません。

鹿沼市睦町287-16

※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

※この期間、税務署では申告相談を行っておりません。

○平成23年度分以後の各年分において、公的年金等の収入額の合計額が4百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただることを基本としています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

合計額が4百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合

お願いします。

※確定申告会場では、納税は取り扱っておりません。振替納税をご利用いただきか、お近くの銀行、ゆうちょ銀行等で納めていただくようお願いします。

# 第1回税金クイズ、を実施!!

去る10月11日(土)、日光運動公園(日光市所野)、日光けつこうフェスティバル会場に於いて、当会青年部が主催して、「税金クイズ」を行いました。

この事業は、税に関する知識と納税に関する意識の高揚を図るために、小学生中学生をはじめ、大人の方も対象として行いました。

当日は、晴天に恵まれ、イベント会場も、大勢の来場者で賑わう中、フェスティバル本部脇に設けられた、税金クイズ会場にたくさんの方にお立ち寄りいただきました。

当日の参加者は約二百名で、全問正解者は比較的少なく、このような事業を通じて、税金への関心を高めて行くことは、非常に重要な事と思われました。

また、当会場で、「1億円の重さ」を体験していただこう」といふことで、「1億円のレプリカ」を用意、「へーこんなに重いんだ！」と、参加者からは、驚きの声が上がっていました。

当日は、フェスティバル主催者側の全面的な協力をいただき、また、青年部員や提携保険会社の方のご協力もいただき、大変ありがとうございました。



税金クイズ	(1)	「半」	(2)	「ま」	(3)	「ま」
税金クイズ	(4)	「ま」	(5)	「ま」	(6)	「ま」

## 新規会員紹介

(平成26年7月～11月)

## ご入会ありがとうございます。

(順不同)

鹿沼支部			美容室ノーブル	美容業	日光市山口1136-5
鹿沼ブロック			株高橋電気	電気工事業	日光市吉沢497-16
企業名	業種	所在地	株リアルスター	一般貨物自動車運送業	日光市大室846-1
グローバルインテリア㈱	内装業	鹿沼市千渡1003-24	株アプソルート	介護福祉業	日光市今市本町3-8
㈱SRK	金属加工	鹿沼市茂呂2603	株サンアップ	飲食業	日光市今市1477-3
(有)高橋製作所	鉄工業	鹿沼市栄町1丁目2-4	総部電気設備(株)	電気工事業	日光市吉沢587-11
植松家具	家具製造業	鹿沼市東町3丁目7-8	日光ブロック		
NPO法人遊夢悠	介護	鹿沼市万町931-14	日本文化伝承(株)	貸衣装業	日光市中鉢石町945
㈱アズテック	建設業	鹿沼市御成橋町2-295-37	㈲古谷自動車整備工場	車両整備業	日光市松原町19-3
(有)鹿沼化成	塗装業	鹿沼市末広町1916	藤原栗山ブロック		
日光支部			田中造園(株)	造園業	日光市鬼怒川温泉大原1281-6
今市ブロック					
㈱康栄観光総合サービス	旅客業	日光市明神271-2			

## 会員募集! 会員増強運動実施中

公益社団法人 鹿沼日光法人会では、新規会員を募集中です。会員の皆様のお知り合いをご紹介ください。会員募集のお問い合わせ、又は、お申し込みは下記事務所までお願ひいたします。

鹿沼市日吉町718-2  
TEL.0289-65-1201 FAX.0289-63-0977

※各ブロック事務局(商工会議所、商工会内)にお問い合わせいただいても結構です。

# 雑談・雑学の店

## 年々大きなものに買い替える熊手

今年の春、借りた8億円の使い道に「かなり大きめの熊手を買った」と釈明。結果、党の代表の座から降ろされた政治家がいたのはご記憶の方もいるだろう。ワイドショーなどでは「どれほど大きいのだ!」とからかわれていたが、熊手を買ったのは西の市のこと。

西の市は11月の“西の日”に行われる鷺(おおとり)神社の祭礼で、この神社の本社は大阪府堺市の大鳥神社とされているが、にぎわうのはやはり浅草の鷺神社など関東方面の神社でのほうだ。境内には、おかめの面や大判・小判で飾り付けた熊手を売る屋台が並ぶ。

片手に乗る小さなものから、大人の男性が担ぎあげるのに苦労するほど大きなものまである熊手。これを買うと年々大きくしていかなければならないといわれる。富や名声をかき集める縁起物ならではの仕事りなのだろう。

熊手で身を滅ぼした人がいるかと思えば、熊手が身を助けた例もある。

源平最後の戦いの壇ノ浦で、平清盛を父とする平徳子(建礼門院)は、我が子、安徳天皇に統いて自らも水に飛び込むが、源氏の者に熊手で絡み取られ船に引き上げられたのだった。この武将の名前が渡辺昵(むつる)という。

おや? 8億円で熊手を買った政治家の名前は伏せたけど、偶然というのは恐ろしい…。

### 【作者略歴】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい) 本名・藤田順一 フリーランスライター。

1976年早稲田大学部卒業。  
NHK「てんぷく笑雲場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで株エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

## 7つの間違い探し

右の絵と左の絵には相違点が7カ所あります。  
見つかりますかな?(答えは9Pにあります)



### ■作者紹介 神谷一郎(かみや いちろう)

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法學部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)



# 謹賀新年

大同生命は

「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、  
引き続き、会員のみなさまに大きな安心を  
お届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申しあげます。



**DAIDO 大同生命**

宇都宮支社/宇都宮市大通り4-1-18 TEL 028-622-2641

●表紙の写真説明●

中禅寺湖の北岸に位置する。関東地方有数の高  
山であり、成層火山らしい円錐形の大きな山体は関  
東一円からよく望まれる。古くから山岳信仰の対象とし  
て知られ、山頂には日光二荒山神社の奥宮がある。

■発行所 公益社団法人 鹿沼日光法人会  
〒322-0074 鹿沼市日吉町718-2 TEL.0289-65-1201  
■発行人 会長/上原 昭夫  
編集人/広報委員会